

抗原検査キットの配付について

県において、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、医療逼迫の回避を図り、必要な医療を確保することを目的として、8月5日(金)から「抗原検査キットの配付」及び「自主療養制度」が開始されました。

本市におきましても、県からの協力要請を受け、8月9日(火)から市役所前広場において抗原検査キットの配付を実施しています。

1 市が実施する業務の概要

県から提供された抗原検査キットを、市ホームページの予約フォームに登録した市民等に対し、市役所前広場においてドライブスルー方式で配付。

配付を受けた市民等は、検査キットにより自己検査し、陽性になった方は県の自主療養登録センターに登録し、自宅で自主療養する。

2 対象者

以下のすべての条件を満たす方

- (1) 市内在住者、市内通勤・通学者
- (2) 2～59歳で、軽症者（呼吸困難がなく、水分補給ができています）
- (3) 基礎疾患がなく、肥満（BMI30以上）でない方
- (4) 妊娠していない方
- (5) メールアドレスがあり、メールでのやり取りが可能な方

3 配付実績（8月16日(火)までの実績）

- (1) 予 約 毎日12時から翌日分の受付を開始し、配付当日の終了時間の1時間前まで受付。
- (2) 配付数等（県からの提供キット数9,500キット）

配付日	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	13日(土)	14日(日)	15日(月)	16日(火)
実施時間	13~16時	9~16時			9~15時		9~12時	
予約枠数	300	600	600	600	720	600	600	420
配付数	278	555	564	547	685	531	524	389

4 自主療養制度の概要（県制度）

配付した抗原検査キットで陽性になった重症化リスクが低い方は、自主療養登録センターでフォローし、発症日翌日から10日間の自主療養を行う。自主療養期間中に症状が悪化したときは、新型コロナ健康相談コールセンター、または医療機関等に相談。また、療養期間終了後、申請により自主療養証明を取得することができる。